

# 年金のお知らせ

～ 新成人の皆さんへ ～

20 歳になったら

国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

若いときに公的年金に

加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

● 国民年金のポイント

● 将来の大きな支えになります。

国民年金は 20 歳から 60 歳までの人が加入し保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定してい

ます。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

● 老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

■ 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

● 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、

# 介護保険関係の所得控除など 必要な書類の交付について

## ① 障害者控除

### 対象者認定証

確定申告などで所得を申告する際に、申告する本人もしくは扶養親族が障害者である場合、一定金額を所得から控除でき

る制度があります。基本的には障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、介護保険の要介護認定を受けている方でも対象となる場合があります。

控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定証」が必要です。

◇ 対象となる方

65 歳以上の要介護 1 以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

② おむつ代医療費 控除確認証

傷病により寝たきりであり、医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

控除を受けるには、町が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2 年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

◇ 対象となる方  
要介護または要支援の認定を受けており、概ね 6 か月以上寝たきりの方もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であること確認できる方。

象となります。控除を受けるためには、おむつ代の領収書と、1 年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2 年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

◇ 対象となる方  
要介護または要支援の認定を受けており、概ね 6 か月以上寝たきりの方もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であること確認できる方。

①・②ともに、対象者本人もしくはその家族の方（扶養している方）からの申請により、保健福祉センターで確定申告時の所得控除に必要な書類を交付しますので、事前に福祉保健課までご連絡をお願いします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777